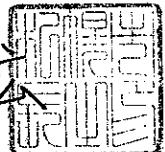


札幌市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 29 日

札幌市長

秋元克木



札幌市規則第 20 号

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則（平成 11 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 3 条第 1 項第 20 号を次のように改める。

(20) 緊急避難設備

(2) 別表 2 中「こう配」を「勾配」に、「いす」を「椅子」に改める。

(3) 別表 2 1 建築物の表 4 の項第 2 号クを削り、同項に次の 1 号を加える。

(6) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物に多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所（客室に設けるものを除く。）を設ける場合には、そのうち 1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）に、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者がパウチやしひんの洗浄ができる水洗装置を設けなければならない。

(4) 別表 2 1 建築物の表 7 の項第 2 号アただし書中「エレベーター」の次に「その他の昇降機」を加え、同号イ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 床面積の合計が 500 平方メートル以上の建築物に設けるものにあっては、次に掲げるものであること。

a 直接地上へ通ずる出入口の幅は内のりを 90 センチメートル以上とし、当該出入口以外の出入口の幅は内のりを 80 センチメートル以上とすること。

b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使

用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

c 戸を設ける場合において、当該戸にガラスを使用するときは、安全な材種を使用すること。この場合において、全面をガラスとするときは、視覚障害者の衝突を防止するための措置を講ずること。

- (イ) 床面積の合計が 500 平方メートル未満の建築物に設けるものにあっては、次に掲げるものであること。
- 幅は、内のりを 80 センチメートル以上とすること。
 - (ア) b 及び c に定めるものとすること。

(5) 別表 2 1 建築物の表 7 の項第 2 号イ (ウ) を削り、同号ウ (ア) 及び (イ) を次のように改める。

(ア) 床面積の合計が 500 平方メートル以上の建築物に設けるものにあっては、次に掲げるものであること。

- 幅は、内のりを 140 センチメートル以上とすること。ただし、廊下等の末端の付近に、及び区間 50 メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けるものにあっては、120 センチメートル以上とすること。

- 戸を設ける場合には、イ (ア) b 及び c に定めるものとすること。

(イ) 床面積の合計が 500 平方メートル未満の建築物に設けるものにあっては、次に掲げるものであること。

- 幅は、内のりを 90 センチメートル以上とすること。
- (ア) b に定めるものとすること。

(6) 別表 2 1 建築物の表 7 の項第 2 号エ (ア) 及び (イ) を次のように改める。

(ア) 床面積の合計が 500 平方メートル以上の建築物に設けるものにあっては、次に掲げるものであること。

- 幅は、階段に代わるものにあっては内のりを 140 センチメートル以上(ウ (ア) a ただし書に該当する廊下等へ直接通するものにあっては、120 センチメートル以上) とし、階段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。

- b 勾配は、12分の1を超えないこと。
 - c 高さが75センチメートルを超えるものにあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- (イ) 床面積の合計が500平方メートル未満の建築物に設けるものにあっては、次に掲げるものであること。
- a 幅は、内のりを90センチメートル以上とすること。
 - b (ア) b及びcに定めるものとすること。
- (7) 別表2 1 建築物の表7の項第2号工(ウ)を削り、同号力(ア)及び(イ)を次のように改める。
- (ア) 床面積の合計が500平方メートル以上の建築物に設けるものにあっては、次に掲げるものであること。
- a 幅は、140センチメートル以上（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものにあっては、180センチメートル以上）とすること。
 - b 戸を設ける場合には、イ(ア)b及びcに定めるものとすること。
 - c 傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。
 - (a) 幅は、段に代わるものにあっては140センチメートル以上（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用するものにあっては、180センチメートル以上）、段を併設するものにあっては90センチメートル以上とすること。
 - (b) 勾配は、20分の1を超えないこと。ただし、消融雪装置を設けるなど車椅子使用者が円滑に利用できる措置を講じたものにあっては、12分の1を超えないこと。
 - (c) 高さが50センチメートルを超えるものにあっては、高さ50センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
- (イ) 床面積の合計が500平方メートル未満の建築物に設けるものにあっては、次に掲げるものであること。
- a 幅は、90センチメートル以上とすること。

- b (7) b に定めるものとすること。
- c 傾斜路を設ける場合には、次に掲げるものであること。
 - (a) 幅は、90センチメートル以上とすること。
 - (b) (7) c (b) 及び (c) に定めるものとすること。

(8) 別表2 1 建築物の表7の項第2号カ(ウ)を削り、同表8の項第1号中「案内設備」を「案内板その他の設備」に改め、同表10の項中「そのうち1以上」の次に「(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)」を加え、同項工中「には、」の次に「両側に」を加え、同表12の項第1号中「3,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に、「除く」を「除き、客室の総数が50以上のものに限る」に、「1以上」を「、当該客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上」に改め、同表13の項第3号工中「(イ)及び(ウ)」を「(7) b 及び c」に改め、同表18の項第1号イに次のただし書を加える。

ただし、券売機等の下部に十分な空間を確保することが困難な場合は、当該空間を確保しないことができるものとする。

(9) 別表2 1 建築物の表20の項中「緊急避難施設」を「緊急避難設備」に改め、別表2 2 道路の表3の項工中「(7)から(ウ)まで」を「(7)aからcまで」に改め、別表2 3 公園の表3の項第2号ウ(ウ)b中「(ウ)b及びc」を「(7)c (b)及び(c)」に改め、別表2 4 路外駐車場の表第5号中「(7)及び(ウ)」を「(7)a及びc」に改める。

(10) 別表3 路外駐車場の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

(11) 別表4 1の項を削り、同表2の項中「第6項第2号」を「6の項第2号」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項を同表1の項とし、同表3の項第2号ア及びイ中「第7項第2号アからエまで」を「7の項第2号ア、イ(7)、ウ(7)、エ(7)」に、「力」を「力(7)」に改め、同号ウ及びエ中「合計が」の次に「500平方メートル以上」を加え、「第7項第2号アからエまで」を「7の項第2号ア、イ(7)、ウ(7)、エ(7)」に、「力」を「力(7)」に改め、同号に次のように加える。

才 床面積の合計が500平方メートル未満の建築物(別表1 1の項

第1号及び第9号に掲げる施設を除く。) 別表2 1 建築物の表7
の項第2号ア、イ(イ)、ウ(イ)、エ(イ)、オ(イ)及びカ(イ)に定めるもの
力 床面積の合計が500平方メートル未満の建築物(別表1 1の項
第1号及び第9号に掲げる施設に限る。) 別表2 1 建築物の表7
の項第2号ア、イ(イ)、ウ(イ)、エ(イ)、オ(イ)及びカ(イ)に定めるもの
(12)別表4 3の項第3号中「第7項第2号カ」を「7の項第2号カ」に、「第
1号ア」を「第1号」に改め、同項を同表2の項とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表2 1 建築物の表4の項及び12の項は、令和6年10月
1日(以下「適用日」という。)以後に札幌市福祉のまちづくり条例(平成1
0年条例第47号)第17条第1項の規定による協議(以下「事前協議」と
いう。)を開始する公共的施設及び適用日以後に新設等(同条例第16条第1
項に規定する新設等をいう。以下同じ。)に着手する札幌市福祉のまちづくり
条例施行規則第4条各号に掲げる公共的施設(以下「協議不要施設」という。)
について適用し、適用日前に事前協議を開始した公共的施設及び適用日前に
新設等に着手した協議不要施設については、なお従前の例による。
- 3 適用日前に事前協議を開始した公共的施設及び適用日前に新設等に着手し
た協議不要施設については、前項の規定にかかわらず、適用日前においても、
改正後の別表2 1 建築物の表4の項又は12の項の規定を適用すること
ができる。